

開催年月日 令和4年12月8日（木）  
 質問者 日本共産党 宮川 潤 委員  
 答弁者 保健福祉部長 京谷 栄一  
 福祉局長 吉田 充  
 地域福祉課長 森 みどり

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p><b>三 生活福祉資金特例貸付制度等について</b></p> <p><b>(一) 貸付実態について</b></p> <p>次に、生活福祉資金貸付制度についてであります。コロナ禍で、収入が減少した世帯への生活費の貸付を行う生活福祉資金特例貸付制度は、今年9月末で終了するまで利用者が増え続けました。</p> <p>現在の特例貸付制度の利用状況を確認したいと思います。そして特例貸付が実施された2020年3月25日から直近までの緊急小口資金と総合支援資金の件数、金額、お示し下さい。</p> <p><b>(二) 借受人の状況について</b></p> <p>ただいま、金額と件数を明らかにしていただきましたが、借受人の状況についてでありますけれども、全国社会福祉協議会が実施した「コロナ特例から見える生活困窮者支援のあり方に関する検討会の中間とりまとめ」によりますと、借りた人の状況が「年齢層が20代から中高年まで多様」「職業も自営業者、契約・派遣社員」「会社員・会社役員」等が増加していたあるいは「借り入れた時の収入が0円だったという人が2割を超えている」と、こういった実態について明らかにしています。</p> <p>道は、借りた人の状況についてどう把握されていますか伺います。</p> <p>道としては、年齢層については幅広いということですね。その他については、事務的に迅速な処理をするために聞いていないということでもありますけれども、全国的にはこの様々な階層の方あるいは職業の方が借り入れているという状況があるそうであります。</p> <p><b>(三) - 欠</b></p> <p><b>(四) 償還免除規定の要件について</b></p> <p>次に、償還免除規定の要件について伺います。</p> <p>厚労省が通知しました「特例貸付に係る貸付金償還免除の取扱について」。ここで「都道府県社会福祉協議会会長の職権により免除を行うことが出来る場合」という規定がありますけれども、この規定の要件について御説明ください。</p>	<p><b>【地域福祉課長】</b></p> <p>生活福祉資金特例貸付の貸付実績についてでございますが、特例貸付が開始された令和2年3月25日から本年8月末までの貸付実績は、緊急小口資金が、62,631件で、116億4,392万6千円、総合支援資金は、76,481件で、386億7,321万6千円、合計で、13万9,112件、503億1,714万2千円となっているところでございます。</p> <p><b>【地域福祉課長】</b></p> <p>特例貸付を借り受けた方についてでございますが、特例貸付は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業した個人事業主や会社から解雇されたことにより、収入が減少した世帯などを対象として、緊急かつ一時的な生計維持を支援するために行ったものでございます。</p> <p>道社協としては、迅速な貸付を最優先とするため、貸付システムで管理する情報としては、借り受けた方の氏名や生年月日、貸付金額など、最小限の情報に限定しておりまして、借り受けた方の年齢については、全社協の中間取りまとめと同様に、道内においても、幅広い年齢層で利用されていることを承知しておりますが、就労形態については、貸付の要件となっておらず、詳細な状況は、把握していない状況でございます。</p> <p><b>【地域福祉課長】</b></p> <p>厚生労働省通知による免除要件についてでございますが、令和3年11月22日付けで各都道府県に示された「緊急小口資金等の特例貸付に係る貸付金償還免除規程」では、自己破産の手続きが完了し、免責が確定した場合、12か月以上償還が遅延し、居所不明により償還が開始されない場合、12か月以上償還が遅延し、償還指導を実施した上で、なお償還の見込みがない場合、償還期限到来後、2か年連続して、住民税が非課税である場合、償還未済額の時効が完成している場合、自然災害により、債務の全部又は一部の減免を要請され、債務整理が行われる場合、この6項目が免除できる要件として規定されてございます。</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p><b>(五) 規定の取扱いについて</b>  6項目の規定について今明らかにして頂きましたが、この中で、12か月以上償還が遅延している、かつ償還指導をした上で、なお償還の見込みがないという条件がありました。おそらく、様々な条件がありますけれども、この条件に合う人も相当数いると思うんですけれども、この中で、償還指導とされていますけれども、この償還指導の中身について、具体的にどういうことなのか伺います。</p> <p><b>再－(五)</b>  償還が遅れていて償還指導をしたけれども償還できないという人なんですけれども、償還指導の中身については国から示されていない、分からないということですね、  来月には年明けから償還開始となるという事態ですけれども、今になってまだ償還指導という取り扱いについて何ら明らかになっていないということはおかしいのではないのでしょうか。  現実に償還できない人が出てきますから、そこへの対応ができないと、償還指導をするというけれども、どういう指導をしたらよいか分からないということになりますね。私はこのままでは相談、あるいは電話や面談、こういったこともできないと思いますが、どう対応するんですか。伺います。</p> <p><b>(六) 償還指導のあり方について</b>  今、国から示されていない以上、示されたときに適切にということしかないんでしょうけれども、困る事態だということだと思いますので、是非その場合にですね、トラブルにならないような適切な指導をお願いしたいと思います。生活福祉資金の貸付制度というのはコロナが始まる前からあった制度でありますけれども、これまで、社協の償還指導というものは、丁寧に事情聞き取る、あるいは将来の生活設計等とともに考えるというようなやり方だったと、福祉的な支援という形でやってきたというふうに思います。それで、まだ中身は具体的には決まっていない償還指導でありますけれども、その姿勢としては、利用者に寄り添って支援を行う伴走型とも言えるべき支援を原則として、そういう姿勢でやっていくべきだと考えますけれどもこういった考え方、姿勢についてお考えを伺います。</p> <p><b>(七) － 欠</b></p> <p><b>(八) － 欠</b></p>	<p><b>【地域福祉課長】</b>  償還指導についてでございますが、何らかの事情で生活福祉資金の償還が困難な方や滞り始めた方に対しましては、これまで社協職員や民生委員が直接面接を行い、生活状況や滞納の原因を確認するとともに、猶予申請や少額返済への変更手続などの相談を含めた助言を行っております。  なお、今般の特例貸付の償還指導の内容につきましては、現時点で国から示されておられません。</p> <p><b>【地域福祉課長】</b>  償還指導についてでございますが、通常的生活福祉資金につきましては、償還指導は面接を行った上で記録を記載することとなっておりますけれども、特例貸付につきましては、償還指導となる方が大幅に多くなることが想定されます中、電話などの弾力的な相談・助言が可能かといったことやそうした場合の記録の仕方など具体的内容について、再三、道社協から全社協に対し、確認を行っているところでございまして、今後、明確に示されたのち、適切に対応することとしてございます。</p> <p><b>【福祉局長】</b>  貸付金の償還などについてでございますが、生活福祉資金の償還の指導にあたっては、道社協と市町村社協、民生委員などが連携し、借り受けた方それぞれの事情を把握しながら償還を求めるとともに、必要に応じて福祉サービスの利用を助言するなどして借り受けた人、お一人お一人の自立や社会参加につながるよう取り組んでいるところでございます。  道としてはこうした考え方は、特例貸付についても同じであると認識しており、それぞれの方々の状況に応じて、柔軟な返済方法への変更などの償還に関する助言はもとより、抱えている悩みに対するアドバイスや、生活に困っている場合の福祉事務所や自立相談支援機関などへのつなぎを行うなど、これまでと同様に、寄り添った支援に取り組んでまいります。</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p><b>(九) 体制の実態把握と対応方法について</b>  償還が始まりますと、大変な事務量になっていくと思います。これまでも貸付が始まっただけでも、その貸付の事務が大変だったのですけれども、償還ということになると、一層大変な事務量になっていきますし、その体制、社協の体制について問われてくると思います。社協の体制の実態把握と対応方法について伺います。</p> <p>償還開始とともに、支援を要する件数は増大するということになります。道は2021年度、昨年度の最終補正で「生活福祉資金貸付事業費補助金」として、債権管理事務に要する経費を計上いたしました。来年の1月から2035年までの経費を一括、12年分を一括委託したのですけれども、この一括の委託費だけでは、状況の変化に対応できるのかということとは疑問であります。社協の実態を道として把握し、実態に応じた対応を検討すべきではないありませんか。伺います。</p> <p><b>(十) 道独自の取組と国への要請について</b>  償還業務にあたっては「債権回収」という観点だけではなくて、「困りごとの相談」ということで債権管理業務を行うことということが大切だと考えます。それに見合った体制構築は社協任せではなくて道として取り組むべき課題と考えます。</p> <p>全国社協は「生活困窮者を支援する体制の強化を早期に実現すること」、「償還免除要件の拡大を含め更なる対応をはかること」を緊急要望として国に求めています。道としても道社協と連携し、制度改善と償還免除要件の拡大を含む更なる対応強化を国に求めていくべきではありませんか。ご見解を伺います。</p> <p><b>【指摘】</b>  1月から実際に償還が始まっていくということで、かつてない規模の事務量となりますし、生活が苦しい方の償還が進まないということも考えられます。そういう場合の相談や償還指導が必要となりますけれども、国がまだ内容を示していないということを見ると、大変な事態だと思います。それだけに、道の姿勢が問われるということだと思います。ぜひ柔軟で、利用者本位の対応の必要性ということについて指摘を申しあげまして質問を終わります。</p>	<p><b>【地域福祉課長】</b>  償還事務に対する対応についてでございますが、特例貸付については、過去に例のない膨大な件数の貸付が行われておりまして、償還事務や免除事務を円滑に実施するためには、十分な事務処理体制の整備やマンパワーの確保などが重要でございます。</p> <p>このため、道としましては、道社協の償還に関する業務量や職員体制について、適宜、把握していくことが必要と考えておりまして、まずは、来年1月からの償還開始に伴い、実際の相談件数や対応に要した時間、さらにはそれに伴う経費などを道社協から聞き取るなどして、償還事務体制や必要な経費などについて検証を行うとともに、状況に応じて必要な財政措置について、国に要望してまいります。</p> <p><b>【保健福祉部長】</b>  生活福祉資金特例貸付などについてでございますが、現在、道社協では、来年1月からの償還開始に向けて、市町村社協に専門の職員を配置するなど、丁寧な相談に応じる体制を準備しておりますほか、生活困窮の状態によりましては、自立相談支援機関や福祉事務所と連携をし、きめ細かな支援につなげることとしております。</p> <p>道といたしましては、これまでも、国に対し、貸付金の返済が自立の妨げとならないよう償還免除要件の緩和のほか、地域の自立相談支援機関が、生活の立て直しのための家計改善支援を行う場合の運営費の補助率のかさ上げなど、生活に困っている方々の支援を充実するために必要な財政措置について要望をしているところでございます。</p> <p>今後とも、道社協や自立相談支援機関、福祉事務所などと一体となり、生活に困っている方々の支援制度に関する課題を共有をし、必要な改善を国に働きかけながら、お一人お一人の実情に寄り添った支援の充実に取り組んでまいります。以上でございます。</p>